

保護者の皆様へ

緊急事態宣言に伴ういきいき活動について

大阪市こども青少年局

4月7日（火）に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、大阪府に緊急事態宣言が発出されました。これを受け、4月8日（水）から5月6日（水）の期間について小学校は臨時休業としていることから、いきいき活動につきましても通常の活動は休止としていますので、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、児童の居場所の確保の観点から、低学年の児童等について、保護者の仕事などの事情で、どうしても家庭で子どもの監護ができない場合や、子どもが一人で留守番ができない場合等には小学校において、居場所を確保しています。

その小学校の対応と連携して、放課後の時間帯において小学校で受け入れた児童については、引き続き、いきいき活動を実施いたします。

（注1） この期間の受入れにあたっての相談は、いきいき活動室ではなく小学校が窓口となります。

（注2） 受入れについては、平日のみ（土日祝除く）となります。

また、児童の居場所確保の取組への参加にあたっては、既にお知らせしていますが、別紙について、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

※新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。

(別紙)

緊急事態宣言が発出され、感染拡大防止の観点から、外出自粛要請については「生活の維持に必要な外出に限定」することなど一層の取組が求められています。

児童の居場所を確保しつつ、感染拡大防止にむけて、各ご家庭では、下記の取組をお願いします。

参加にあたっては、参加児童の体調面の考慮や、マスク着用などの感染症予防対策を講じていただきますようお願いいたします。

もし、児童の居場所確保の取組において新型コロナウイルス感染症の発症が起こった場合は、活動の停止を余儀なくされますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

児童の居場所確保の取組への参加にあたっては、以下の点にご注意ください。

- ① 参加前にご自宅で検温いただき、平熱を確認いただいたうえで参加してください。
- ② お子様が、次の状況になった際は、小学校に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。児童の居場所確保の取組への参加はご遠慮ください。
 - ・ お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合
 - ・ お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ・ お子様と同居している保護者様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ・ お子様に、発熱（37.5 度前後）等のかぜの症状が見られる場合
- ③ できるかぎりマスクを着用いただくなど、可能な範囲で感染症対策に努めてください。
- ④ ご家庭でも手洗いやうがいなどの習慣づけにご協力ください。
- ⑤ 児童の居場所確保の取組中に発熱等の症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようお願いいたします。

安全・安心な取組を実施するため、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。